

熊本県監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により平成30年4月20日から平成30年5月18日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置を、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年1月7日

熊本県監査委員 濱 田 義 之
 同 竹 中 潮
 同 氷 室 雄一郎
 同 田 代 国 広

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
商工観光労働部高等技術専門校	<p>(切手類の管理について)</p> <p>切手の現在高と郵便切手出納簿上の残高が一致しないため、監査当日、差分の切手を別管理として切手の現在高と郵便切手出納簿との整合性を図っている。</p> <p>熊本県物品取扱規則等に基づき、切手類の管理は適正に行うこと。</p>	<p>今回の指摘は、担当職員の郵便切手類出納簿への記載誤りと、その後のチェック体制が機能しなかったことに起因するものである。</p> <p>そのため、担当職員に対しては、同出納簿へ記載する際は、正確な記載と再確認、そして、物品の適正な管理について指導徹底を行った。</p> <p>併せて、チェック体制を複数人にするるとともに回数を月1回から月2回へ増やすことで、再発防止に取り組んでいる。</p> <p>今後とも、職員研修等を通じて、適正な経理処理の徹底に取り組んでいく。</p>
商工観光労働部産業技術センター	<p>(障害者雇用促進企業等からの追加見積について)</p> <p>前年度監査において、一般廃棄物収集運搬業務委託契約の際に障害者雇用促進企業等から1者追加して見積書を徴取していなかったため注意事項として改善を求めていたが、改善されていない。</p> <p>障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱に基づき、障害者雇用促進企業等を1者追加して見積書を徴取すること。</p>	<p>今後、障害者雇用促進企業等を1者追加して見積書を徴取するため、担当者だけでなく、班長、班員にも障害者雇用促進企業等からの物品等の調達方法について周知徹底を図った。</p> <p>今後は、組織的なチェックを行うことで、再発防止に努める。</p>

<p>農林水産部 農業大学校</p>	<p>(物品の毀損について) 農機具操作の安全確認不足により、重要備品2個（フォレンジハーベスタ及びトラクター）を毀損している。 農機具操作の安全確認の徹底を図るとともに、再発防止策を講じること。</p>	<p>本事案の発生を受け、毀損した重要備品については、注意喚起を行うシールを運転席に貼付し、毀損事案発生後の職員連絡会議にて、事案を報告するとともに安全確認の徹底を指示した。 また、今年度に入り、農業機械維持管理研修会を開催するとともに、農作業の安全確保や機械の適正管理に向けた取組をより計画的・体系的に実施していくため、農作業安全委員会を設置したところ。 農機具操作の安全確認の徹底及び再発防止策については、農機具の適切な維持管理、作業環境の整備及び継続的な職員への意識啓発を軸に、農作業安全委員会で検討を行い、次の取組に着手した。 ・毀損が発生する可能性が高い箇所を把握し、職員間で共有。（ハザードマップ作成、該当箇所への注意喚起の張り紙） ・農機具操作の際に留意すべき事項をまとめ、職員間で共有。（留意すべき事項に係るチラシ作成） ・職員連絡会議等で、先述の留意すべき事項やいわゆるヒヤリ・ハット体験を共有。 ・農機具のメンテナンス台帳の様式を統一整備</p>
<p>土木部熊本 港管理事務所</p>	<p>(電話料金の支払遅延について) 平成29年7月分の電話料金について支払が遅れたため、遅延利息115円が発生している。 支払手続において組織的なチェック体制の強化を図り、支払漏れの防止に努めること。</p>	<p>支払事務については、支払予定カレンダーとなる「経理事務スケジュール」を作成して、組織的に支払状況の管理を徹底し、支払漏れの防止に努めている。</p>
<p>教育委員会 菊池教育事務所</p>	<p>(報酬等の支払事務について) スクールソーシャルワーカー等への報酬等の支払事務について、次の課題がある。 (1) 所得税の徴収誤りが多数発生している。 (2) 社会保険料の徴収誤りが1件発生している。 報酬等の支払に当たっては、適正な事務処理を行い、組織的なチェックを徹底すること。</p>	<p>徴収誤りの再発防止に向け、次の事項に努める。 ① 支出の際は税額表を添付する。 また、適宜出納班に相談の上、根拠に基づき事務処理を行う。 ② 主事、指導課長、管理主事、所長の複数の職員でチェックを行う。 ③ 前任者から現職者への引継ぎを確実にを行う。</p>

<p>教育委員会 県立図書館</p>	<p>(最低制限価格の算定誤りについて) 設備機器運転監視業務委託の一般競争入札において、最低制限価格の算定を誤って入札を行った結果、本来の落札者とは異なる業者が落札していたことが判明したため、落札者を変更している。 最低制限価格の算定について、組織的なチェックを徹底し、再発防止に努めること。</p>	<p>再発防止のため、次のような対応策を講じた。 その1：二段階の確認作業の徹底 (1) 予定価格入力時の確認作業 ① 入札担当者が電子入札システムへ最低制限価格の算定基礎である予定価格（税抜）、基準価格（税抜）を入力する。 ② 確認担当者が同じ画面を見て、適切な入力がなされているか、内容を確認する。 ③ 予定価格等を入力した電子入札システム画面を打ち出し、紙を残す。 (2) 開札前の確認作業 ① 予定価格等を入力した後の電子入札システム画面の打ち出しに予定価格調書の写しを添えて、紙で確認の起案をする。 ② 館長又は副館長による①の書類の決裁後に、電子入札システムで「最低制限価格」のボタンを押して最低制限価格を計算、当該価格を確定させたのち当該価格を踏まえ開札、落札者を決定する。 その2：所属内研修等での継承 このやり方を上席及び担当引継書に記載するとともに、所属内研修等で必ず取り上げ、やり方の継承を行う。</p>
------------------------	---	---